

広 情 個 審 第 3 号  
平成 2 8 年 5 月 6 日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 大久保 隆志

保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 6 年 5 月 2 8 日付け広西福第 1 3 3 号で諮問のあったこのことについては、別添  
のとおり答申します。

（諮問第 2 6 号関係）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

- 平成26年5月28日付け広西福第133号の諮問事案（諮問第26号事案）  
広島市長（以下「実施機関」という。）が平成26年5月7日付け広西福第76号で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）に対する同月16日付け異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）

## 第1 審査会の結論

平成26年4月21日付けの「2010年の担当保健師の〇〇氏、〇〇氏の勤務先住所・電話番号（以下「本件開示請求内容」という。）」の保有個人情報開示請求に対して、実施機関が本件不開示決定したことは、妥当です。

## 第2 異議申立ての趣旨

異議申立人（以下「申立人」という。）の本件異議申立ての趣旨は、本件不開示決定を取り消し、本件開示請求内容の全部を開示するよう求めているものです。

## 第3 異議申立ての理由の要旨

申立人の異議申立ての理由を要約すると、次のとおりです。

- 1 申立人以外の個人情報であっても、在任中やったことの責任が問われないのはおかしい。
- 2 また、上記の証拠として、申立人は別添のCD及び録音テープ計5本を提出する。

## 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張を要約すると、次のとおりです。

本件開示請求内容は、申立人以外の個人に関する情報であるため、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）第11条第2号本文に該当するとして不開示としたものである。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

条例に定める保有個人情報の開示請求権は、条例第9条第1項に規定されており、自己の保有個人情報の開示を請求することができる場所、実施機関は、条例第11条の規定により、同条各号に掲げる不開示情報を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないことになっています。

ところで、本件開示請求内容は、開示請求日現在の実施機関の職員の勤務先情報を求めるものです。これらは、申立人以外の特定の個人を識別できる情報であるため、条例第11条第2号本文の不開示情報に該当することが認められます。

また、本件開示請求内容は、申立人に関する公務員の職務の遂行に係る情報とは認められないことから、条例第11条第2号ただし書きエの不開示情報の例外規定には該当しないと判断されます。

したがって、実施機関が、条例第11条第2号本文に該当するとして本件不開示決定したことは妥当と考えられます。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおりに判断するものです。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 5. 28	広西福第133号の諮問を受理（諮問第26号で受理）
28. 1. 15 (第1回審査会)	第1部会で審議
28. 2. 23 (第2回審査会)	第1部会で審議
28. 3. 29 (第3回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科長
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授